

事務連絡
令和4年1月20日

都道府県
各市町村 衛生主管部（局） 御中
特別区

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について

今般新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大しており、これまで経験したことのない速さで新規感染者数が急速に増加しています。また、ワクチンの初回免疫によるオミクロン株感染に対する重症化予防効果は一定保たれているものの、発症予防効果は著しく低下する可能性があります。このような状況の中、高齢者施設等においても、一部の都道府県では、濃厚接触者等となることによる従事者の不足に伴う応援派遣の実施や、病床ひっ迫に伴ってやむを得ず感染者が施設内での入所を継続（施設内療養）する事態が生じており、他の都道府県でも同様の事態が生じることが懸念されます。

このような新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた高齢者施設等における対応については、「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた高齢者施設等における対応について」（令和3年10月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡（別添）。以下、「令和3年10月25日事務連絡」という。）において、改めて取りまとめてお知らせしたところですが、今般の状況を踏まえ、当該事務連絡の内容について改めてご確認いただくようお願いいたします。

当該事務連絡の内容のうち当面の対応として特に確認を要すると考えられる事項を下記1.にお示ししますので、各都道府県においては、対応状況を再確認の上、その結果を厚生労働省に報告いただくようお願いいたします。また、高齢者施設等の入所者や従事者等に対するワクチンの追加接種についても、下記2.のとおり、

迅速な実施を改めてお願いいたします。併せて、その他高齢者施設等に関連する最近の事項を下記 3. のとおり再度お示ししますので、ご確認をお願いいたします。

なお、介護サービス事業者によるサービス継続に関しても、本事務連絡及び令和 3 年 10 月 25 日事務連絡の内容を参照するとともに、厚生労働省で作成した業務継続計画に関するガイドライン等(※)を参考にした取組が事業者にて実施されるよう引き続きお願いいたします。

(※) 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

記

1. 高齢者施設等での感染拡大に備えた対応のうち、以下の事項に係る対応状況の再確認及び厚生労働省への報告について

各都道府県は、令和 3 年 10 月 25 日事務連絡のうち、以下の(1)から(3)に記載されている体制の構築状況等について、対応状況を再確認の上、その結果を、様式 1 により、1 月 26 日(水)までに厚生労働省老健局老人保健課(roujinhoken@mhlw.go.jp)宛に電子メールにてご提出いただきたい。

- ・(1) の派遣体制の構築状況(下線部)
- ・(2) の派遣体制の構築状況(下線部)
- ・(3) の別紙の留意点を踏まえた支援体制のうち、当該別紙「4. 急変時等の対応」及び「6. 必要な物資の供給」に関する必要な連絡体制等の構築状況(下線部)

<令和 3 年 10 月 25 日事務連絡の抜粋> (【 】は当該事務連絡での該当箇所)

(1) 介護職員等の応援職員の派遣【第 1 3. (2) ②】

都道府県において、平時から都道府県単位の介護サービス事業所・施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費についても支援を行っている。各施設、法人内の調整でも職員の不足が見込まれる場合等に、応援職員の派遣依頼があった場合は適切に対応すること。

(2) 感染者発生時の医療従事者や感染管理専門家等の派遣【第 1 3. (2) ①】

各都道府県には、感染者が発生した場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行い、また、必要に応じて専門家やDMAT・DPAT等の医療チーム等を迅速に派遣できる体制を構築していただいているため、感染が確認された場合に迅速に対応できるよう、都道府県内で連携を図っておくこと。（「高齢者施設等における感染制御及び業務継続の支援のための都道府県における体制整備や人材確保等に係る支援について」（令和3年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡参照（<https://www.mhlw.go.jp/content/000737597.pdf>））

(3) 急変時等の対応や必要な物資の供給にかかる支援【第1 2.】

病床ひっ迫時については、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があります、その際には、都道府県等において、可能な支援や当該施設の個別の状況（構造・人員等）も考慮し、別紙の留意点を踏まえた支援体制を整えることを前提とした上で、入所継続の指示を行うこと。

【1. に関する問い合わせ先】 厚生労働省老健局老人保健課 阿波、佐野、木下 電話：03-5253-1111（内線 3943、3956）

2. ワクチンの追加接種の接種間隔の短縮について

高齢者施設等の入所者や従事者等に対する新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔の短縮については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000869021.pdf>））及び「高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について」（令和3年12月24日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000877261.pdf>）によりお示しし、更に「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000880781.pdf>））により、追加接種の対象者に対して、速やかに追加接種を実施するために留意すべき事項をお知らせしたところである。

各市町村の取組状況については、「追加接種の接種間隔の短縮に対する取組状況について」（令和4年1月19日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡（<https://www.mhlw.go.jp/content/000883096.pdf>））でお示したところであり、多くの市町村で高齢者施設等での追加接種の接種間隔の短縮

に取り組んでいただいているところであるが、その迅速な実施を改めてお願いする。

【2. に関する問い合わせ先】

厚生労働省健康局健康課予防接種室自治体サポート
チーム

3. その他関連する最近の事項について

(1) 濃厚接触者の取扱いについて

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の濃厚接触者の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000881571.pdf>）において、社会機能維持者に限り、最終曝露日から10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できる旨お示したところである。当該事務連絡においては、社会機能維持者について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月19日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を参考として、各自治体が適当と認める事業に従事する者とされているところ、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に「高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者」が挙げられていることを踏まえ、各自治体にて適切に対応いただきたい。

(2) 一斉検査及び集中的実施計画に基づく定期的検査等について

これまでも、感染拡大の傾向が見られた場合に、クラスターが発生している地域において、高齢者施設等に対する一斉検査や感染が生じやすい場所・集団等に対する検査等を積極的に行うよう要請するとともに（「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」（令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（<https://www.mhlw.go.jp/content/000870904.pdf>））、高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画に基づく検査の実施手順等についてお示してきたところであるが（「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和4年1月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000878155.pdf>））、衛生主管部局と介護保険担当主管部局が連携し、引き続き集中的実施計画の策定や当該計画に基づく検査の実施について、対応いただきたい。

(3) 治療薬の活用について

治療薬の活用については、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」（令和3年7月20日（令和3年12月28日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000875185.pdf>）及び「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」（令和3年12月24日（令和3年12月28日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000875186.pdf>）において示している。内容に従い適切に対応していただきたい。

＜高齢者施設等に入所継続の指示を行う際の留意点＞

1 対象施設

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

2 施設の構造設備の考慮

- 専門家の助言の下、当該施設の構造（フロアの構造、多床室、ユニット、個室等）や応援を含めた人員体制の確保により、適切なゾーニングが可能であること。

3 医療・ケアに係る人員体制支援

- 施設の人員配置状況も勘案しつつ、次の体制を確保する。
 - ・ 医師：必要時に診療・健康相談が可能な体制（オンコールでも可）
 - ・ 看護師：適時の健康管理、状態の変化確認が可能な体制。日中は原則1人以上常駐、夜間はオンコールでも可（医療従事者が配置されている施設はその者による対応を基本）。ただし、施設職員の協力の下、医療従事者からの適切な助言の上で健康管理ができ、即時の相談体制が確保されている場合には、施設内感染の規模や入所者の状態を十分に勘案して、オンコール体制としても差し支えない。その際にはICTの活用も検討すること。
 - ・ 介護職員：必要に応じて応援職員派遣
- パルスオキシメーター等健康状態を把握するための検査機器の配備や使用法に関する助言を行うこと。

4 急変時等の対応方針の確認

- 症状や状態に変化があった場合の相談・対応方針や医療機関へ移送が必要となった場合の移送手段、受入医療機関の候補等の事前確認。

5 感染拡大防止対策に関する専門家の派遣

- 保健所や自治体、地域の医療機関等を通じて、ゾーニング等の感染拡大防止対策に関する専門家等を派遣。

6 必要な物資の供給

- 防護具等について、施設から依頼があった場合の速やかな物資供給。

7 検査の実施

- 当該施設の職員及び入所者に対する原則全員への検査の徹底。